

不



南会津町告示第3号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成20年1月30日

南 会 津 町 長 湯 田 芳 博



記

- 1 変更する字の区域 別紙変更調書のとおり

変 更 調 書

新		旧		地 番
大 字	小 字	大 字	小 字	
針 生	風 下	針 生	下針生	87 の 1、89 の 1、109 の 乙、110 の 2
			原	175 の 2 から 175 の 4 まで、176 の 4、176 の 5、177 の 3、177 の 4 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
			鳥井戸	1196 の 3、1197 の 2、1200 の 2、1201 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部並びに 1201 の 2 の地先の水路である公有地の全部
	橋 前		向 山	1423 の 131、1423 の 132、1423 の 343、1462、1464 の 2、1465、1466、1480、1481、1483、1486 の 2、1906 及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路に隣接する、水路である公有地の全部
	牧ノ沢		小 坂	27 の 2、34 の 2、35 の 3、36 の 2、37 の 1、37 の 3、37 の 4 及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部
	萩ノ下		下針生	63 の一部、64、65
			橋 前	1550、1552、1553、1909
	愛宕下		牧ノ沢	1567 の 1、1569 の 1、1577
			笹ノ沢	401 の 1、403 の 1、424 の 1、424 の 4 及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
	下 原		下広窪	433 の 34
			赤穂原	439 の 2、443 の 3
			風 下	1626 の 2、1630 の 1
				下 宮